

2016年3月23日

沖繩県知事 翁長 雄志 様
知事公室長 町田 優 様
辺野古新基地建設問題対策課長 池田 竹州 様

沖繩・生物多様性市民ネットワーク
代表 吉川 秀樹
公益財団法人 日本自然保護協会
理事長 亀山 章

沖繩県と日本政府との協議のあり方に対する要望書

米軍普天間飛行場代替施設建設事業に関して予定地の生物多様性豊かな自然環境の保全と地域住民の安全で安心な暮らしを守る市民運動に取り組んでいる立場から意見を述べます。

2016年3月4日、沖繩県と日本政府は、辺野古新基地建設埋立承認取り消しに関わる裁判所の「暫定和解案」を受け入れ、今後協議を行うことで合意しました。しかしながらその後の協議の過程で何についてどのように議論が進められるのか、市民には公開されておりません。昨年夏に実施された集中協議についても、市民から協議内容の公開が求められたにもかかわらず、公開されることなく、現在に至っています。そして同事業に関する代執行訴訟の和解条項を含む政府・沖繩県協議が本日行われると報道されています（沖繩タイムス 3月1日、23日）。

米軍普天間飛行場代替施設建設事業に関して、市民への情報の公開や市民との意見交換の場が不足していますが、これはこの埋立事業に限定されるものではありません。例えば、沖繩県の土砂搬入規制条例に基づき設置された委員会の委員の氏名・所属・専門分野が公表されないまま審査が進められていること、岩礁破碎許可の取り扱いに際してなされた判断について県から市民への説明がなく、外部の専門家の関与もなかったこと、大型 MICE 施設の建設予定地やキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用について広く市民の意見を問う場が設けられなかったことなど、これまでの翁長県政の姿勢全般に通じるものです。翁長県政は、環境影響評価や公有水面埋立承認の手続きの過程で、県民や市民が透明性を求め、また意見や調査データを提出することにより、同事業の進捗に歯止めをかけてきたことを再認識する必要があります。今回の日本政府との協議を改善し、市民に見える県政を行っていただきたい。

また、和解案に明記されている、中止される「工事」がどの範囲の作業まで含むのか定義を明らかにしていただきたい。私達は、建築資材などのキャンプ・シュワブ基地内への搬入や、これまでの調査結果の解析、環境監視等委員会での議論など一切の作業を中止す

べきであると考えます。さらに公有水面埋立承認願書に記されている埋め立て土砂調達予定地での採石作業、同事業に用いるために作られている三重県のケーソンなどの関連する事業についても中断すべきであると考えます。また、ボーリング調査の船舶やオイルフェンスおよび「臨時制限区域」を示すフロートやブイを海上から即時撤去すべきであり、絶滅危惧種のジュゴンやウミガメを含む海洋生物に対して、生物多様性豊かな海を再び開放すべきであると考えます。

以上の観点から次のことを要望します。

記

1. 「政府・沖縄県協議会（仮称）」の議事録を作成し、公開すること
2. 市民、そして環境、平和分野をはじめとする市民団体、専門家の意見を聞く機会を設けること
3. 同事業に関するキャンプ・シュワブへの資材の搬入や県外の土砂調達予定地での採石作業を含む一切の工事を中止させること、これまで得た調査結果の解析、環境監視等委員会の開催、同事業に関係する事業の入札などの一切を中止させること
4. ボーリング調査のための船舶やオイルフェンスおよび「臨時制限区域」を示すフロートやブイを海上から即時撤去させること
5. 同協議会では和解に基づく協議の枠組み以外の事項も議題になると報道されている。和解と他の事項とは切り離し、他の事項を和解の取引の条件にしないこと